

# 久留米南部商工会青年部規約

## 第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本会の青年部に関しては、定款その他に別段の定めのあるもののほかは、この規約による。

(目 的)

第2条 青年部（以下「本部」という）は、地区内の商工業に従事する青年の情熱と実行力を結集して、商工会の事業に積極的に協力し、もって地域商工業の振興発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第3条 本部は、久留米南部商工会青年部と称する。

(事務所)

第4条 本部の事務局は、久留米南部商工会本所におき、その事務は商工会事務局において行う。

## 第2章 事 業

(事 業)

第5条 本部は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 部員の資質の向上を図るために、各種研修会、講習会及び研究会を行なうこと。
- (2) 地域の小規模企業の振興、発展を図るための調査研究、地場産業育成等の事業を行うこと。
- (3) 相互の親睦と組織強化に資する為の事業を行うこと。
- (4) 本部の運営並びに会員の向上の為に行う視察、或いは調査を行うこと。
- (5) 商工業の振興及び住民の福祉に寄与する行事を開催すること。
- (6) 関係諸団体との連絡及び提携を行うこと。
- (7) 本部としての意見を公表し、これを商工会長に具申すると共に、関係方面に陳情すること。
- (8) 商工会の事業に協力し、又は委託された事業を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本部の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

## 第3章 部 員

### (部員の資格)

第6条 部員として加入する資格を有する者は、久留米南部商工会の会員、またはその後継者であつて、年齢満45才以下の者とする。

### (加 入)

第7条 部員の資格を有する者は、所定の加入手続きにより加入することができる。

2 前項の加入の諾否は、役員会において決定する。

### (脱 退)

第8条 部員は、次の場合には脱退する。

- (1) 会員たる資格を喪失した場合。
- (2) 死亡した場合。
- (3) 除名された場合。

2 前項の場合のほかに脱退する部員は、その旨を役員会に申し出て承認を受け、その承認を受けた月末に脱退することができる。

### (届 出)

第9条 部員は次の各号の一に該当するときは、その旨を部長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所に変更があつたとき。
- (2) 事業所の名称または所在地に変更があつたとき。

## 第4章 役 員

### (役員構成)

第10条 本部に次の役員をおく。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 部 長 | 1名  |
| (2) 副部長 | 3名  |
| (3) 会 計 | 2名  |
| (4) 監 事 | 2名  |
| (5) 委員長 | 若干名 |

### (役員職務)

第11条 部長は本部を代表し、本部の業務を統括する。

- 2 部長は商工会の理事になるものとする。
- 3 副部長は部長を補佐し、部長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 4 役員は、部長および副部長を補佐して部務を掌理し、部長及び副部長が欠員のときは、その職務を代行する。

- 5 監事は、本部の業務及び会計の状況を監査し、その監査結果を総会に報告する。
- 6 会計は、会計事務に従事する。

#### (役員の内免)

- 第12条 役員は、本部の総会において選任し、または解任する。
- 2 役員の内免は選挙によって行う。
  - 3 役員の内免は指名推薦により行う。
  - 4 被指名人の選定は、その総会において選考委員が行う。

#### (役員の内期)

- 第13条 役員の内期は2年とする。但し、委員長の内期は1年とする。
- 2 役員は再任されることが出来る。
  - 3 内期の満了、または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで、引き続きその職務を行なうものとする。
  - 4 補欠で選任された役員の内期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 役員会

#### (役員会)

- 第14条 本部に役員会をおくことができる。
- 2 役員会は、部長、副部長、会計、監事および委員の全員をもって組織する。
  - 3 役員会は、部長が必要と認めたときに召集する。

## 第6章 相談役

#### (相談役)

- 第15条 本部に相談役をおくことができる。
- 2 相談役は、役員会の同意を経て、部長がこれを委嘱し、または解嘱する。
  - 3 相談役の内期は2年とする。
  - 4 相談役は、役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

## 第7章 総会

#### (総会)

- 第16条 総会は通常総会、臨時総会の2種とし、部長が召集する。
- 2 通常総会は毎年1回、臨時総会は部長が必要と認めたときに、役員会の同意を経て開催する。
  - 3 部員の2分の1以上の出席で成立する。
  - 4 総会の議長は、出席した部員の中から互選する。

(総会の決議事項)

第 17 条 この規約で別に定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の制定、変更または廃止
- (2) 収支決算、事業報告、収支予算、事業計画の承認
- (3) 役員を選任

## 第 8 章 会 計

(会 計)

第 18 条 本部の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

- 2 本部の経費は、会費、商工会よりの補助金、およびその他の収入をもってあてる。

(会 費)

第 19 条 会費は、月額 2,000 円とする。

- 2 部員は、毎年所定の納期までに、会費を納入するものとする。

## 第 9 章 慶弔、表彰、戒告、除名

(慶弔および表彰)

第 20 条 部員が結婚する場合、もしくは死亡その他事故のあった場合には、役員会の決議により適宜な方法をもって、慶弔または慰問の意を表すものとする。

- 2 特に功労のあった部員に対しては、表彰をすることができる。
- 3 慶弔については次の額を与える。

	事 項	金 額
①	本人の死亡の場合	10,000 円
②	本人の結婚の場合	10,000 円
③	本人の妻死亡の場合	10,000 円
④	本人の親、又は子の死亡の場合	5,000 円

- 4 部員が結婚する場合、もしくは本人の妻、親、子が死亡した場合には、祝電若しくは弔電を打って慶弔の意を表すものとする。

(戒告および除名)

第 21 条 この規約に違反し、または本部の体面を汚す行為のあった部員に対しては、役員会の議を経て、除名することができる。

## 第 10 章 旅 費

(旅 費)

第 22 条 役員及び部員が研修会その他の会議等に出席する場合は、役員会の決議を経て、交通費実費を支給する。

2 別途、県青連、筑青連等から旅費が支給される場合は、この限りではない。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。